栃木県砂利採取計画認可事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）、砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省令・建設省令第１号。以下「認可規則」という。）、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年経済産業省令第８号）、栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年栃木県条例第５号）及び栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成16年栃木県規則第17号）に定めるもののほか、砂利採取業者の登録及び河川区域等の区域外における砂利の採取計画の認可に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（認可の申請）

第２条　法第18条第１項の規定により法第16条の認可の申請をしようとする者は、採取場にあっては別記様式第１号の１による申請書を、洗浄施設にあっては別記様式第１号の２による申請書を知事に提出するものとする。

２　前項の申請をしようとする者は、別記様式第２号による砂利の採取に伴う災害防止及び採取計画の履行に関する連帯保証書（同業者２者以上）を、申請書とともに提出するものとする。ただし、栃木県陸砂利採取業協同組合（以下「陸砂利組合」という。）の組合員であって、陸砂利組合が共同申請者である場合はこの限りでない。

（書面による提出の場合）

第３条　前条第１項の申請書は、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）第２条の規定に基づき、採取場又は洗浄施設（以下「採取場等」という。）が所在する市町の長に正本１部及び副本１部を提出するものとする。

２　当該市町の長は、前項の申請書を受理したときは、受付年月日を押印し、正本１部を５日以内に知事に送付するとともに、当該申請に係る採取計画に対する意見書を20日以内に知事に送付するものとする。

（電子申請による提出の場合）

第３条の２　第２条第１項の申請書は、前条第１項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提出することができる。

２　知事は、前項の申請書を受理したときは、副本を電子メール等により採取場が所在する市町の長に送付するものとする。

３　市町の長は、前項の規定により知事から副本の送付を受けたときは、当該申請に係る採取計画に対する意見書を20日以内に知事に送付するものとする。

（添付書類等）

第４条　第２条第１項の申請書に添付する書類は、認可規則第３条第２項各号に掲げるもののほか、次の各号によるものとする。

　一　認可規則第３条第２項第６号の書面は、別記様式第３号による監督計画書とすること。

二　認可規則第３条第２項第11号の図面及び書面は、次に掲げるものとすること。

　　ア　土壌汚染対策法等公害規制法令により届出をした施設等の届出書の写し

　　イ　採取する土地及び隣接する土地の地番ごとの所有者並びに地目、地積等を明示した登記所備付けの地図又は地図に準ずる図面の写し

　　ウ　採取計画及び実施工程表（別記様式第４号）

　　エ　次に掲げる者の同意書

(ｱ) 河川、水路等から取水し、又は河川、水路等に放流する場合は、当該河川、水路等における水利権者及び漁業権者

(ｲ) 採取場等に隣接又は近接して水利施設その他公共施設があるときは、当該施設の管理者

オ　他の法令に基づく土地利用の付随行為として行う砂利の採取計画においては、他の土地利用行為が確実に行われる見通しを示す書面

カ　農地における砂利採取で10メートルを超える掘削を申請する場合には、砂利層を確認したボーリング調査結果等

キ　前回認可地がある場合は、その進捗状況に関する書面（別記様式第５号及び第４号）

ク　洗浄施設の場合、沈澱池の平面図、構造図及び容量計算書

　　ケ　その他知事が必要と認める書面

（審査基準）

第５条　法第16条の規定による砂利の採取計画の認可に関する基準は、知事が別に定めるものとする。

（認可書等の交付）

第６条　知事は、前条で定める基準に基づく審査の結果、法第19条の規定による認可をしてはならない要件に該当しないと認めるときは、別記様式第６号の１又は第６号の２による採取計画認可書を、当該要件に該当すると認めるときは、別記様式第７号による採取計画不認可書を、申請者に交付するものとする。

　（変更認可の申請）

第７条　法第20条第１項の規定により法第16条の認可に係る採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、採取場にあっては別記様式第１号の３による申請書を、洗浄施設にあっては別記様式第１号の４による申請書を知事に提出するものとする。

２　第２条第２項、第３条及び第３条の２の規定は、前項の変更の認可の申請に準用する。

３　第１項の申請書には、第４条に掲げる書類のうち、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付することとする。

４　法第20条第１項の規定による採取計画の変更の認可に関する基準は、第５条で定める基準を準用する。

（変更認可書等の交付）

第８条　知事は、前条第４項で準用する第５条で定める基準に基づく審査の結果、法第19条の規定による認可をしてはならない要件に該当しないと認めるときは、別記様式第６号の３又は第６号の４による採取計画変更認可書を、当該要件に該当すると認めるときは、別記様式第７号による不認可書を、申請者に交付するものとする。

　（軽微な変更）

第９条　認可規則第４条第３項第１号に規定する軽微な変更に該当する事項に関する基準は、知事が別に定めるものとする。

２　法第20条第２項の規定により法第16条の認可に係る採取計画の軽微な変更の届出をしようとする者は、別記様式第１号の５による届書を知事に提出するものとする。

３　前項の届書に添付する書類については、第３条の２第１項及び第７条第３項の規定を準用する。

　（変更命令）

第10条　法第22条の規定に基づく採取計画の変更命令は、別記様式第８号の１により行うものとする。

　（緊急措置命令等）

第11条　法第23条第１項の規定に基づく緊急措置命令は、別記様式第８号の２により、同条第２項の規定に基づく措置命令は、別記様式第８号の３により行うものとする。

２　知事は、前項の命令を行ったときは、関係市町の長及び栃木県公安委員会に通知するものとする。

　（報告の徴収）

第12条　知事は、法第33条の規定に基づき、次に掲げる場合に報告書を徴収するものとする。

　一　採取計画が終了したときは、終了日後20日以内に別記様式第９号による認可採取計画の終了報告書を提出すること。

二　法第22条の規定に基づく採取計画の変更の命令を受けたときは、当該命令を受けた日後７日以内に、別記様式第10号による採取計画の変更命令に基づく報告書を提出すること。

（関係市町の長等への通報等）

第13条　知事は、法第16条又は法第20条第１項の規定による認可又は不認可の処分をしたときは、別記様式第11号又は別記様式第12号により関係市町の長に通報するとともに、別記様式第13号又は別記様式第14号により栃木県公安委員会に通知するものとする。

　（標準処理期間）

第14条　法第３条の規定による砂利採取業者の登録に係る標準処理期間は、10日とする。

２　法第16条の規定による採取計画の認可及び法第20条第１項の規定による採取計画の変更の認可に係る標準処理期間は、知事に申請書が到達してから25日とする。

附　則

　改正後の要綱は、平成10年９月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成11年11月２日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成17年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成28年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成31年７月１日から適用する。

附　則（令和３年３月25日改正）

　この要綱は、令和３年６月１日から適用する。

附　則（令和５年１月16日改正）

　この要綱は、令和５年３月１日から適用する。

附　則（令和７年２月18日改正）

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。ただし、別記様式第１号の１、第１号の２、第１号の３及び第１号の４の栃木県収入証紙貼付け欄の改正については、令和９年４月１日から適用する。